

LCPのJIS化について

JIS X 23078-2原案作成委員会委員長
村田真



情報技術－デジタル出版物のデジタル著作権管理 (DRM) 技術の仕様－第2部:ユーザー鍵に基づく 保護

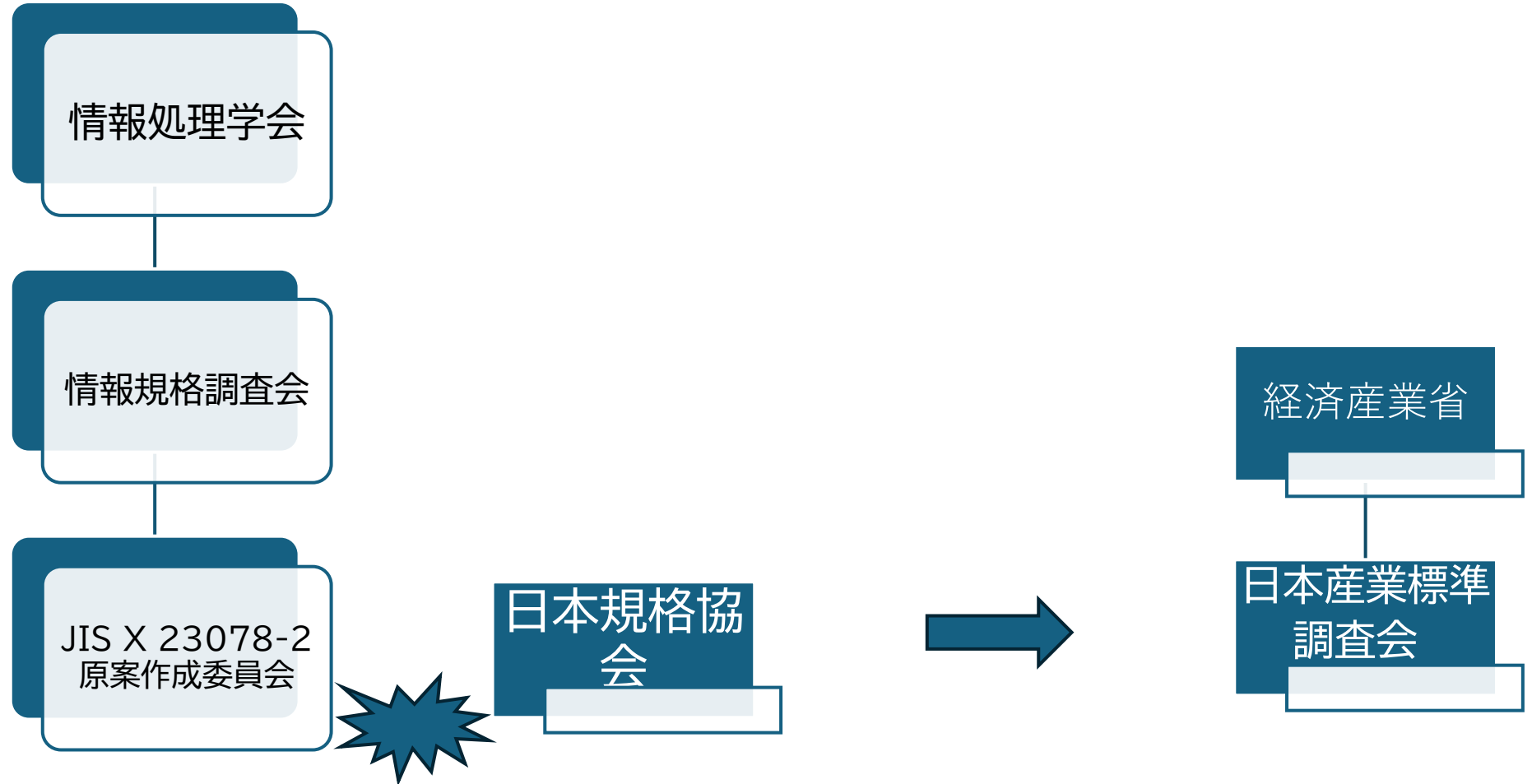
Information technology – Specification of digital rights management (DRM)
technology for digital publications – Part 2: User key-based protection

序文

電子図書書籍の普及が始まったときからの人気が高まって以来、執筆者及び出版社にとって、著作権保護は重要な問題課題であった。

世界中での電子書籍図書の分布は、ほとんどが開Epub規格に基づいて配布されているが、一方、ほとんどの電子図書小売業者は、著作権のあるコンテンツがむやみにの共有されることを防ぐを妨げるために、ほとんどの電子書籍小売業者は、デジタル出版物の利用使用を制限を強制するするために、独自のDRMの技術を使用している。したがって、規格標準的な出版発行フォーマットの使用によって得られるがもたらす高度な相互運用性及びアクセシビリティは、独占的かつクローズド非公開のな独自DRMテクノロジー技術の使用によって打ち消され損なわれてるしまう。すなわち、電子図書書籍は、特定の事業者が提供するソフトウェアアプリケーションを搭載した適用の特定の装置機器上でだけしか読むことができない（小売業者の“ロックイン”症候群）。発行物出版物を保護する電子書籍図書ディストリビュータ配信者が事業から撤退し外れたり、DRMテクノロジー技術が大きく変化飛躍的に発展したりすれば場合には、電子書籍はこれ以上もはや読むアクセスすることができないくなる。その結果、ユーザーは自分の電子書籍図書に対するあらゆる制御権を奪われることになる。

JIS化の枠組み



スケジュール

- 原案作成委員会の手を離れるのが2026年2月末
- JISになるのが2026年中頃？

利点1: どの書店で買っても、どのLCP対応 EPUBリーダーでも読める

- 書店ごとの囲い込みを回避
- 読者が“読書環境”を選べる社会へ
- 出版流通の相互運用性を回復

利点2: DAISY由来のアクセシビリティ技術を備えたEPUBリーダーでも商用電子書籍が読める

- 視覚障害者だけでなく、
高齢者・学習者・読みの支援
にも有効
- 特別支援教育・公共図書館・学校図書館
での導入が容易に

事実：DRMは解除できる

- 商用DRM = 解除可能だが、囲い込みのためのDRM
- LCP = 解除可能だが、相互運用性と公共利用のためのDRM

- 「携帯番号ポータビリティ」と同じ構造

- 囲い込み → 選択できない状態
- ポータビリティ導入 → 利用者が主体的に選択
- 価格・品質・選択肢が改善

- LCPのJIS化

- どの書店で買っても／どのLCPリーダでも読める
- 読書体験の主体が読者本人へ戻る